



傘の固定器具をつけて傘差し運転はOK？

固定器具によって、自転車に傘をつけて運転すると、運転者の視野を妨げたり、安定性を失ったりするおそれがあるため、新潟県道路交通法施行細則によって禁止されています。



また、傘の固定具は、「積載装置」扱いとなり、傘を開いた状態で積載すると、積載制限の長さや幅を超えることから、傘は使えません。

雨の日にはレインコートを着るなどしましょう。

